

第32回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年1月20日(金) 午後3時57分から午後4時45分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- (6) 矢板市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程(案)について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
副主幹	岡 信乃
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

- | | |
|---------------|--|
| 内田会長 | 本日は、ご苦労さまです。
本日は、出席委員が現在15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
それでは、ただいまから第32回矢板市農業員会総会を開催します。 |
| 議 長
(内田会長) | これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。
会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り) |
| 議 長 | ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。
それでは、4番和氣委員、11番齋藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り) |
| 議 長 | 異議なしと認め、4番和氣委員、11番齋藤委員を議事録署名委員といたします。
続いて、付議事件(2) 議案第1号、第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。
事務局の説明を求めます。 |
| 事務局長 | それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第1号は、現在、基盤法で賃借している農地を購入し、引き続き経営するため申請した案件です。議案第2号は、議案第1号と連坦する農地を購入し、経営規模拡大するため申請した案件です。以上です。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。
次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第3班、班長14番柳田委員にお願いします。 |
| 14番柳田委員 | 委員番号14番の柳田です。本日午前10時から、委員3名、事務局2名の計5名で、農地法第3条を2件、農地法第5条を4件の計6件の現地調査を実施いたしました。5条の案件で事務局からの補足説明がある案件がありますが、概ね問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 現地調査の総括的な報告が終わりました。 |

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、11番齋藤委員にお願いします。また、議案第2号についても関連がありますので、一括してお願いいたします。

11番齋藤委員

11番の齋藤です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第1号、第2号の田は、一枚の田となっています。申請者が耕作しており、（所有者より）ぜひ買ってほしいとの話があったこともあり、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号、第2号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

（ありませんの声有り）

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

（異議ありませんの声有り）

議 長

それでは、議案第1号から第2号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件（3） 議案第3号から議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。（議案書により説明）
議案第3号は、JR宇都宮線の工事に伴う仮設工事用道路などで一時転用の案件です。議案第4号は、大型トラック用の駐車場用地とする申請した案件であります。議案第5号は、貸し駐車場で売買を目的とした案件で、議案第6号は、議案第5号と同じ申請で、賃貸を目的としている案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、14番柳田委員にお願いします。

14番柳田委員

14番の柳田です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、一時転用ということであり、何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、

11番齋藤委員

11番齋藤委員にお願いします。

11番の齋藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、地目は田であります。埋め立てられています。北側の土地が以前に同じ目的で転用されており、申請地の続きの土地になります。現状は原野で、隣接の道路と同じになっております。また、周辺は宅地となっており、問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、12番石下委員にお願いします。また、議案第6号につきましても関連がありますので、一括で報告願います。

12番齋藤委員

12番の齋藤です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地の現状は、議案第6号の地目は畑ですが、更地であり、議案第5号の土地には麦が植えてあります。また、面積も大きいので、面積の必要性に嫌疑が生じたので、それを含めて事務局に申請者に確認を取ってもらいましたので、報告をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、事務局より報告願います。

事務局

まず、面積の必要性ですが、駐車するのは一般車両でなく、土建業者の重機を15台程度駐車したいことと、車両を展開する面積が必要であるとのことでした。議案第6号の土地は、県道から議案第5号の土地への進入路となる予定とのことでした。また、麦については、許可が下りれば埋め戻すとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございました。現地調査報告、事務局の補足説明が終わりました。それでは議案第3号から第6号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議長

議案第3号から第6号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件

(4) 議案第7号から議案第98号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。ます。

事務局長

それでは、議案書の3から10ページをご覧ください。議案第7号から議案第39号は利用権の設定、議案第40号から議案第96号は農地中間管理機構を利用する利用権設定、議案第97号、議案第98号は所有権移転となっております。

【議案第7号から議案第98号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第7号から第98号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第7号から議案第98号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取についての議案第99号から議案第104号までを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の11、12ページをご覧ください。先ほどの利用権設定で説明しましたものの配分計画となっております。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第99号から第104号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取についての議案第105号について議題に供します。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番渡邊委員の退室を求めます。

(9番渡邊委員 退室)

事務局長

それでは、議案書の12ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件について、質疑・意見等がございましたらお受けします。 (質問、意見なし)
議 長	原案のとおり決定してよろしいですか。 (異議ありませんの声有り)
議 長	異議なしと認め原案のとおり決定いたします。議案第105号が終了しましたので、9番渡邊委員の入室を求めます。続きまして、付議事件(6) 矢板市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程(案)について議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、矢板市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程(案)の説明をいたします。(資料により説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件について、質疑・意見等がございましたらお受けします。 (質問、意見なし)
議 長	原案のとおり決定してよろしいですか。 (異議ありませんの声有り)
議 長	異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 以上で、本日の審議事項を終了することができました。 その他の事項について、事務局の説明をお願いします。
事務局	・ 矢板市農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の募集要項については別添のとおりといたします。 ・ 募集要項は、「広報やいた平成29年2月1日号」配布時に、別紙のとおり班回覧いたしますので、ご承知おきください。また、問い合わせ等ありましたら、対応方お願いいたします。 ・ 農業委員会日より、農作業標準賃金を1月20日付けで補助員へ送付しました。
議 長	それでは以上を持ちまして、第32回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田 紀吉

議事録署名委員

和氣 操

議事録署名委員

斎藤 好友

